

平成 27 年 3 月 18 日

京都市消費生活審議会
会長 山本 克己 様

京都市消費生活審議会
消費者教育推進部会長 佐久間 毅

報 告 書

京都市消費者教育推進計画（以下、「計画」）最終案について、消費者教育推進部会（以下、「部会」）における審議が終了したので、京都市消費生活条例施行規則第 20 条第 7 項の規定に基づき、その結果を下記のとおり報告します。

記

1 部会における審議の経過

平成 26 年	5 月 30 日	第 1 回部会：計画策定に向けた基本的な考え方の整理
	8 月 11 日	第 2 回部会：計画素案の構成の検討
	11 月 12 日	第 3 回部会：計画素案の検討
平成 27 年	1 月 27 日	第 4 回部会：計画案及び市民意見募集案の承認
	3 月 17 日	第 5 回部会：計画最終案の了承

2 計画策定に関する部会からの主な意見要旨

(1) 計画の特徴、全体像に関する意見

- 京都市の特徴をいかした京都らしい計画の策定を求める。
- 要点を箇条書きにするなど、市民にとって分かりやすい計画となるよう工夫を求める。
- 市民に身近に感じてもらい、気付きを引き出す工夫が必要。
- もったいない精神・感謝の気持ちといった、京都ならではの文化の伝承という視点も入れるべき。

(2) 年齢階層に応じた消費者教育に関する意見

- 保護者等を含めた幼児期からの消費者教育を強化すべき。
- 親子で作業することで親も学ぶことが多いことも計画に反映してはどうか。
- 学校での学びと家庭での実践をつなげる取組を実施すべき。
- 高齢者にもインターネットやスマートフォンの使い方などの知識を得る機会を提供すべき。

(3) 消費者教育の担い手に関する意見

- 保護者の役割としては、教育をすることよりも、賢い消費者として手本を示すことを前面に出すべき。
- 外国人も障害のある人も高齢者も、消費者市民社会の実現に向けて一緒に取り組む一員としてとらえ、そのための支援を行っていくことが分かるよう計画に記載すべき。

○ 事業者団体として、消費者教育としてどのような取組をしていくかも考えていく必要がある。

○ 事業者・零細企業に対する教育も実施すべき。

(4) その他

○ 第4章の取組例には、現在の取組だけでなく、これからどのように取り組んでいくかについて記載すべき。

○ 表紙のイラストには、計画に掲載されている年齢階層の人をもれなく記載してはどうか。

○ 計画案に記載されている講座の申込先が分かるようにしてはどうか。

○ 消費者教育の専属部署の設置と予算の確保を求める。

3 部会としての結論

計画最終案については、部会からの意見も含め十分反映されていると考えている。

なお、意見の中には今後の計画の推進に関するもの等もあるので、これらの意見についても、来年度以降取組を進めていくにあたって十分配慮していただくよう要望し、当部会として計画最終案を了承する。